

1 水道中止証明書交付申請書の添付書類について

空家の状態であることを証明するための書類として、水道中止証明書の交付を申請する際は、下記の書類を添付してください。(証明書交付手数料: 300円)

申請者 (所有者)	水道使用者	申請者と水道使用者の関係を証明できる書類
本人	本人	公的な身分証明書 (運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証 など)
	被相続人 (亡くなった方)	土地登記簿謄本 ※登記変更が完了していない場合は、土地売買契約書

※申請者の代理人が水道中止証明書を申請する際は、上記関係を証明できる書類のほか、申請書の委任状欄に必要事項をご記入のうえ、代理人の本人確認できる運転免許証等をお持ちください。

2 郵送による申請方法

- ①水道中止証明書交付申請書に必要事項を記入してください。
- ②添付書類をご用意ください。
- ③手数料分の定額小為替を郵便局で購入してください。(証明書交付手数料: 1枚300円)
なお、定額小為替を購入する際は、郵便局所定の手数料がかかります。
※定額小為替には何も記入しないでください
※現金の場合には、現金書留封筒を購入し手数料を同封してください。
※切手・収入印紙でのお取り扱いはしておりません。ご了承ください。
- ④返信用封筒に、申請者の住所、氏名、を記入し、切手を貼ってください。
- ⑤申請書、添付書類、定額小為替、返信用封筒を同封し、下記まで郵送してください。

(送付先)

〒340-0295 埼玉県久喜市鷲宮6丁目1番1号

久喜市鷲宮総合支所 上下水道経営課 料金係 宛て

電話 0480-58-1111(代)

mail jogesuidokeiei@city.kuki.lg.jp